

令和2年（ネ）第3049号 境川金森調節池建設差止請求控訴事件

控訴人 高橋靖昌 ほか

被控訴人 東京都

求釈明申立書（2）

令和3年2月15日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人ら代理人弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 只 野 靖

同 弁護士 海 渡 双 葉

第1 求釈明事項

- 1 被控訴人は、本件事業に関して、町田市との間で、基本協定書（甲12）に基づいて協議を実施し（同5条、7条、8条、9条、11条、15条）、別途「管理協定」を締結（同16条）し、また調整をしているはずであるが、各々、その時期及び内容、被控訴人のどの部局と町田市のどの部局が行ったのかについて、資料と共に明らかにされたい。
- 2 被控訴人は、本件事業に関して、都市計画を管轄する部局（東京都都市整備局であると思われる。）と、河川管理を管轄する部局（東京都建設局であると思われる。）との間で、調整をしたか否か。また、もし調整をしたのであれば、その時期及び内容について、資料と共に明らかにされたい。

第2 求釈明の理由

1 求釈明事項1について

本件事業を施工する西田スポーツ広場は、町田市が所有する土地である。この土地を利用するに当たって、被控訴人と町田市との間で、基本協定書（甲12）が締結されているが、その具体化に当たって、各種協議（同5条、7条、8条、9条、11条、15条）、別途「管理協定」の締結（同16条）及び調整が予定されている。

被控訴人は、控訴審準備書面（1）16頁において、「事業者が所有する土地に都市施設を設置する場合」について述べているが、本件調節池建設予定地は、被控訴人の所有ではなく、町田市が所有するものである。被控訴人が都市計画を経ずに本件事業を進めるに当たって、町田市とどのような協議をし、管理協定を締結・調整してきたかは重大な問題である。そこで、上記各種協議、管理協定締結、調整の有無、時期、内容、担当部局について、説明を求めるのが、求釈明事項1である。

2 求釈明事項2について

本件事業は、被控訴人も認めるとおり、調節池という「都市施設」に当たるものを建設することを内容としている。被控訴人は、都市計画決定は必ずしも必要ではないなどと主張するが、上記の通り「都市施設」に当たる以上、都市計画を管轄する部局（東京都都市整備局であると思われる。）との間で調整をしていて然るべきである。よって、その有無、時期、内容について、説明を求めるのが、求釈明事項2である。

以上